

定例教育委員会

議

案

議案第13号

就学指定校の変更許可について

就学指定校の変更許可について、次のとおり承認を求める。

令和元年8月23日提出

坂井市教育委員会

教育長 川 元 利 夫

議案第14号

坂井市立小学校及び中学校の管理規則の一部改正について

坂井市立小学校及び中学校の管理規則の一部改正について、次のとおり承認を求める。

令和元年8月23日提出

坂井市教育委員会

教育長 川 元 利 夫

坂井市立小学校及び中学校の管理規則の一部を改正する規則

令和元年 月 日
坂井市教育委員会規則第 号

坂井市立小学校及び中学校の管理規則（平成18年坂井市教育委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

第24条第1項第1号中「4月5日」を「4月7日」に、同項第2号中「8月31日」を「8月29日」に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

坂井市立小学校及び中学校の管理規則(平成18年坂井市教育委員会規則第15号)新旧対照表

改正案（新）	現行（旧）
<p>○坂井市立小学校及び中学校の管理規則</p> <p style="text-align: right;">平成18年3月20日 教育委員会規則第15号</p> <p>第4章 学期、休業日及び振替授業 (学期)</p> <p>第23条 学校教育法施行令(昭和28年政令第340号。以下「政令」という。)第29条第1項の規定による学期は、次の3学期とする。</p> <p>(1) 第1学期 4月1日から7月31日まで</p> <p>(2) 第2学期 8月1日から12月31日まで</p> <p>(3) 第3学期 1月1日から3月31日まで</p> <p>(休業日)</p> <p>第24条 政令第29条第1項の規定による休業日は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 学年はじめ休業 4月1日から <u>4月7日</u>まで</p> <p>(2) 夏季休業 7月21日から <u>8月29日</u>まで</p> <p>(3) 冬季休業 12月24日から 1月7日まで</p> <p>(4) 学年末休業 3月25日から 3月31日まで</p> <p>(5) 前各号に定めるもののほか、委員会において必要と認める日</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>(略)</p>	<p>○坂井市立小学校及び中学校の管理規則</p> <p style="text-align: right;">平成18年3月20日 教育委員会規則第15号</p> <p>第4章 学期、休業日及び振替授業 (学期)</p> <p>第23条 学校教育法施行令(昭和28年政令第340号。以下「政令」という。)第29条第1項の規定による学期は、次の3学期とする。</p> <p>(1) 第1学期 4月1日から7月31日まで</p> <p>(2) 第2学期 8月1日から12月31日まで</p> <p>(3) 第3学期 1月1日から3月31日まで</p> <p>(休業日)</p> <p>第24条 政令第29条第1項の規定による休業日は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 学年はじめ休業 4月1日から <u>4月5日</u>まで</p> <p>(2) 夏季休業 7月21日から <u>8月31日</u>まで</p> <p>(3) 冬季休業 12月24日から 1月7日まで</p> <p>(4) 学年末休業 3月25日から 3月31日まで</p> <p>(5) 前各号に定めるもののほか、委員会において必要と認める日</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>(略)</p>

議案第15号

令和元年度教科用図書採択坂井地区協議会結果の承認について

令和元年度教科用図書採択坂井地区協議会結果について、次のとおり承認を求める。

令和元年8月23日提出

坂井市教育委員会

教育長 川 元 利 夫